

清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱

- [平成24年3月23日 環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知]
[一部改正 平成25年4月1日 自然第63号環境生活部長、恵森第5号林政部長通知]
[一部改正 平成26年3月24日 自然第717号環境生活部長、恵森第554号林政部長通知]
[一部改正 平成27年3月20日 自然第787号環境生活部長、恵森第586号林政部長通知]
[一部改正 平成27年5月8日 自然第111号環境生活部長、恵森第59号林政部長通知]
[一部改正 平成28年3月24日 自然第703号環境生活部長、恵森第588号林政部長通知]
[一部改正 平成29年3月28日 自然第839号環境生活部長、恵森第773号林政部長通知]
[一部改正 平成30年3月30日 環企第934号環境生活部長、恵森第822号林政部長通知]
[一部改正 平成31年3月27日 環企第1019号環境生活部長、恵森第805号林政部長通知]
[一部改正 令和2年3月30日 環企第864号環境生活部長、恵森第798号林政部長通知]
[一部改正 令和3年3月25日 環企第771号環境生活部長、恵森第555号林政部長通知]

(総則)

第1条 県は、県土の8割を占める森林や日本海・太平洋にそそぐ河川などから形成される本県の豊かな自然環境を県民共有の環境資源として、県民がこれらの持つ公益的機能を将来にわたり享受できるように、その保全・再生を推進するための事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者は、補助事業者となることができない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条に規定する申請書及び関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助金交付申請書（別記第1号様式）
 - 二 別表第1の「補助事業」の欄に掲げる区分に応じ、同表の「交付申請書添付書類」の欄に掲げる書類
 - 三 収支予算書（別記第2号様式）
 - 四 補助事業の実施につき、法令等に基づく許認可又は同意等を要するものは、これらを証する書類
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の申請書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計

額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかとなるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金交付の条件等)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な活用を図ること。

二 規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

三 補助事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該補助事業により取得した工事材料等工事関連物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けること。

四 間接補助金を交付する場合にあっては、間接補助事業者が第3条の規定に該当するときは、間接補助金を交付しないこと。

五 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。

イ 間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、及び既に交付した間接補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。

ロ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具をいう。)については、減価償却の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に規定する耐用年数に相当する期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

六 その他知事が必要と認める事項

2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表第2に掲げる変更以外の変更とする。

3 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第3号様式のとおりとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告等)

第7条 補助事業者は、補助事業(別表第3に掲げる事業を除く。)に着手したとき、又は当該補助事業が完了したときは、別記第4号様式を知事に提出し、知事が定めるところによりその確認を受けなければならない。ただし、知事が別に定めるところにより、その提出を不要とすることができる。

2 知事は、必要と認めるときは、事業遂行状況を確認するため、補助事業者に対して別記

第5号様式の提出を求めることができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書及びその添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 実績報告書(別記第6号様式)
 - 二 補助金精算書(別記第7号様式)(別表第4に掲げる事業を除く。)
 - 三 収支決算書(別記第8号様式)
 - 四 別表第1の「補助事業」の欄に掲げる区分に応じ、同表の「実績報告書添付書類」の欄に掲げる書類
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して20日を経過した日(補助事業の完了後に補助金交付申請書を提出した場合は、交付決定の日から起算して20日を経過した日)又は3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、補助金の全額を概算払により交付された場合にあつては、当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までとする。
- 3 第4条第2項ただし書に規定する場合において、第1項の実績報告書の提出時に当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになったときは、別記第9号様式を添付し、その金額を補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書に規定する場合において、第1項の実績報告書の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第9号様式及び別記第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 前項の規定による報告は、第1項の実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には、実績報告書を提出した日の属する年度の翌々年度の6月15日までに報告するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助事業者(市町村を除く。)は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第11号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金を交付することができる。
- 3 補助事業者は、概算払又は前金払による補助金の交付を受けようとするときは、第1項の規定にかかわらず、別記第12号様式による請求書その他知事が必要と認める書類を知事に提出するものとする。

(事業の評価)

第10条 補助事業の評価は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会が実施するものとし、補助事業者は、当該評価に当たり知事から報告の求め等があつたときは、これに協力するものとする。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限等)

第12条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、大蔵省令に規定する期間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該財産の処分の制限を受ける期間とする。

(書類の経由)

第14条 この要綱に基づき提出する書類は、別表第1の「書類の経由(提出)機関」の欄に掲げる機関を経由しなければならない。この場合において、提出する書類は、正副各1通とする。

(事務の委任)

第15条 規則第23条後段の規定により農林事務所長に委任する事務は、別表第5のとおりとする。

(県の補助により実施した旨の表示)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了する前において取得し、又は効用の増加した財産の一部供用を開始するときは、当該補助事業が県の補助により実施した旨の表示を行うものとする。この場合において、表示に要する経費は、当該補助事業に係る補助金の交付の対象経費とする。

附 則

この要綱は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表第1 (第2条関係)

| 補助事業 | 経費の内訳 | 補助金の額 | 補助事業者 | 交付申請書 添付書類 | 実績報告書 添付書類 | 書類の 経由(提出)機関 |
|---------------|---|--|---|--------------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 環境保全林整備事業 | 不用木の除去、不良木の淘汰等に要する経費及び関連条件整備(森林所有者の特定、同意の取り付け等)に要する経費 | 定額 県の定める標準事業費以内の額 関連条件整備を行う場合は、定額 38 千円/ha 以内の額を加算 | 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、森林法施行令第11条第8号に規定する団体その他知事が認める者 | 岐阜県環境保全林整備事業実施要領に定める書類 | 岐阜県環境保全林整備事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 |
| | 説明会の開催、事業内容の審査、その他補助金の交付に必要な事務 | 補助対象経費の10分の10以内の額 | 市町村 | | | |
| 2 水源林公有林化支援事業 | 水源林等で早急に公的な管理を行う必要がある森林を市町村が公有林化する経費で岐阜県水源林公有林化支援事業実施要領に定めるもの | 保安林に指定し森林管理する場合にあつては1箇所当たり補助対象経費の10分の10以内の額、保安林指定以外で森林管理する場合にあつては1箇所当たり補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1箇所当たり10,000千円を上限とする。 | 市町村 | 岐阜県水源林公有林化支援事業実施要領に定める書類 | 岐阜県水源林公有林化支援事業実施要領に定める書類 | |
| 3 里山林整備事業 | 里山林整備タイプ 侵入竹の除去、森林病害虫の防除、広葉樹林等の植栽、修景等の環境保全、不用木の除去、附帯施設の整備、施設の整備(歩道等の開設、休憩施設等の新設等)及び既存施設の改修に要する経費 | 里山林整備タイプ 定額 (1)侵入竹の除去 460 千円/ha 以内の額 (2)森林病害虫の防除 60 千円/m ² 以内の額 (3)広葉樹等の植栽 750 千円/ha 以内の額 (4)修景等の環境保全 240 千円/ha 以内の額 (5)不用木の除去 220 千円/ha 以内の額 (6)附帯施設の整備 300 千円/ha 以内の額 (7)施設の整備 必要経費積上げ額以内の額 (8)既存施設の改修 5,000 千円/施設以内の額 | 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体その他知事が認める者 | 岐阜県里山林整備事業実施要領に定める書類 | 岐阜県里山林整備事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 |
| | 生活保全林整備タイプ バッファゾーン(緩衝帯)の整備、危険木の除去及び放置竹林の整備に要する経費 | 生活保全林整備タイプ (1)バッファゾーン(緩衝帯)の整備 定額 700 千円/ha 以内の額 (2)危険木の除去 必要経費積上げ額以内の額。ただし、共通仮設費、社会保険料及び現場監督費の上限は、別に定める。 (3)放置竹林の整備 1,360 千円/ha 以内の額。ただし、100 本当たり 22,666 円を上限とする。 | | | | |
| | | 説明会の開催、事業内容の審査その他補助金の交付に必要な事務 | 補助対象経費の10分の10以内の額 | 市町村 | | |

| | | | | | | |
|--------------------|--|--|---|---------------------------------|---------------------------------|---|
| | 森林地域外危険木除去タイプ | 補助対象経費の3分の2以内の額 ただし、1箇所当たり1,000千円を上限とする。 | 市町村 | | | |
| 4 観光景観林整備事業 | 不用木の除去、植栽及び伐採木等の搬出に要する経費 | 定額 (1) 不用木の除去(伐採木処理を含まない場合) 200千円/ha以内の額 (2) 不用木の除去(伐採木処理を含む場合) 450千円/ha以内の額 (3) 景観形成のための植栽 500千円/ha以内の額 (4) 伐採木等の搬出 7千円/m ³ 以内の額 | 市町村 | 岐阜県観光景観林整備事業実施要領に定める書類 | 岐阜県観光景観林整備事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 |
| | (総合整備事業) 上記に加え、関連条件整備(森林所有者の特定、同意の取り付け等)に要する経費、計画策定に要する経費及び附帯施設の整備(改修を含む。)に要する経費 | 上記に加え (5) 関連条件整備を行う場合は、定額 38千円/ha以内の額を加算 (6) 計画策定 10分の10以内の額 (7) 附帯施設の整備(改修を含む。) 1/2以内の額。ただし、1事業地当たり10,000千円を上限とする。 | | | | |
| 5 野生鳥獣保護管理推進事業 | 野生生物による農林業や生活環境への被害の軽減、生態系の保全及び外来鳥獣等による生態系への影響の防止のために必要な経費であって、岐阜県野生鳥獣保護管理推進事業実施要領に定めるもの | 岐阜県野生鳥獣保護管理推進事業実施要領に定める額 | 市町村、団体等 | 岐阜県野生鳥獣保護管理推進事業実施要領に定める書類 | 岐阜県野生鳥獣保護管理推進事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 (ニホンジカの捕獲推進事業の鳥獣捕獲等事業者育成事業を除く。) |
| 6 生態系保全支援事業 | 里地里川の生態系を復活するモデル的取組に要する経費であって、岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定めるもの | 岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定める額 | NPO、地域団体、学生の組織する団体等 | 岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定める書類 | 岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 (環境生活部所管の事業を除く。) |
| | 農地・農業用施設を対象とする生態系保全の取組に要する経費であって、岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定めるもの | 岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定める額 | 市町村 | 岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定める書類 | 岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定める書類 | |
| | 農地・農業用施設以外を対象とする生態系保全の取組に要する経費であって、岐阜県生態系保全市町村支援事業(環境部門)実施要領に定めるもの | 岐阜県生態系保全市町村支援事業(環境部門)実施要領に定める額 | 市町村 | 岐阜県生態系保全市町村支援事業(環境部門)実施要領に定める書類 | 岐阜県生態系保全市町村支援事業(環境部門)実施要領に定める書類 | |
| 7 木の香る快適な公共施設等整備事業 | 教育・福祉関係施設等の木造化に要する経費 | 定額 17千円/m ² 以内の額 ただし、1施設当たり30,000千円を上限とする。 | 市町村(一部事務組合を含む)、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、医療法人、NPO法人その他知事が認める団体 | 岐阜県木の香る快適な公共施設等整備事業実施要領に定める書類 | 岐阜県木の香る快適な公共施設等整備事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 |
| | 教育・福祉関係施設等の内装木質化に要する経費 | 定額 10千円/m ² 以内の額 ただし、1施設当たり30,000千円を上限とする。 | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------------|--|--|--|---------------------------------|---------------------------------|--------|
| | 県が指定する重要文化財（建造物）又は重要有形民俗文化財の修復に要する経費 | 事業費の1/2以内の額 ただし、1施設当たり50,000千円を上限とする。 | 市町村 | | | |
| 8 ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業 | 県産材を使用して製作された学童机・椅子等の導入に要する経費 | 導入経費の2分の1以内の額 ただし、机・椅子については、1セット当たり18千円を上限とする。 | 市町村（一部事務組合を含む。）、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、NPO法人その他知事が認める団体 | 岐阜県ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業実施要領に定める書類 | 岐阜県ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 |
| | ぎふ木育ひろばの設置に要する経費 | 導入経費の10分の10以内の額 ただし、1施設当たり400千円を上限とする。 | | | | |
| 9 ぎふの木育教材導入支援事業 | 「ぎふ木育」の取組を進めるための木のおもちゃや木育教材の導入に要する経費 | 導入経費の2分の1以内の額 ただし、1施設当たり100千円を上限とする。 | 木育に取り組もうとする市町村、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、医療法人、子育て関連のNPO法人その他知事が認める団体 | 岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領に定める書類 | 岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領に定める書類 | |
| | ぎふ木育教室を実施する場合の木育教材の導入に要する経費 | 導入経費の10分の10（導入経費が20千円を超える部分にあつては、2分の1）以内の額 ただし、1施設当たり100千円を上限とする。 | | | | |
| | ぎふ木育ひろばの認定時の木育教材等の導入に要する経費 | 導入経費の10分の10以内の額 ただし、1施設当たり100千円（ぎふ木育ひろば認定要領第2条第2項の「地域支援拠点」にあつては、200千円）を上限とする。 | | | | |
| 10 木質バイオマス利用施設導入促進事業 | 再生可能なエネルギーの利用促進を図るため、公共施設及び多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー施設等への木質資源利用ボイラー（熱電併給設備を含む）、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入に要する経費 | 導入経費の2分の1以内の額 ただし、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等は1施設当たり25,000千円を上限とする。 | 市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者（多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者に限る。）その他知事が認めるもの | 岐阜県木質バイオマス利用施設導入促進事業実施要領に定める書類 | 岐阜県木質バイオマス利用施設導入促進事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 |
| 11 県民協働による未利用材の搬出促進事業 | 市町村及び地域住民が一体となって林地残材を搬出する取組において、当該搬出された未利用材の取引に要する経費 | 市町村が助成する額の2分の1以内の額 ただし、1t当たり1,500円を上限とする。 | 市町村 | 岐阜県県民協働による未利用材の搬出促進事業実施要領に定める書類 | 岐阜県県民協働による未利用材の搬出促進事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 |
| | 市町村及び地域住民が一体となって林地残材を搬出する取組において、当該搬出機械（ポータブルウィンチ等）の導入に要する経費 | 市町村が助成する額の2分の1以内の額 ただし、1事業当たり750千円を上限とする。 | | | | |

| | | | | | | |
|--------------------|---|---|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 1 2 清流の国ぎふ地域活動支援事業 | 森や川の価値や森づくり・川づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森や川を社会全体で支えていく県民協働で取り組む森づくり・川づくりにつながる活動に要する経費 | 補助対象経費の10分の10（補助対象経費が500千円を超える部分にあつては、2分の1）以内の額（岐阜県清流の国ぎふ地域活動支援事業実施要領第3第1項第4号に掲げる事業については、補助対象経費の10分の10（補助対象経費が1,000千円を超える部分にあつては、2分の1）以内の額）ただし、1事業当たり300千円を下限、2,000千円（岐阜県清流の国ぎふ地域活動支援事業実施要領第3第1項第4号に掲げる事業については、2,250千円）又は総事業費から参加費その他の収入を控除した額のいずれか低い額を上限とする。 | 団体又は法人 | 岐阜県清流の国ぎふ地域活動支援事業実施要領に定める書類 | 岐阜県清流の国ぎふ地域活動支援事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長（林政部所管事業に限る。） |
| 1 3 清流の国ぎふ市町村提案事業 | 「100年先の森林づくりの推進」、「自然生態系の保全と再生」、「ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり」、「人づくり・仕組みづくり」のいずれかを効果的に進めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が、特に必要と考える事業に要する経費 | 「100年先の森林づくりの推進」、「自然生態系の保全と再生」、「ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり」（木質バイオマスの利用促進に関するものを除く。）及び「人づくり・仕組みづくり」（県産材の利用促進又は木育教材導入に関するものを除く。）については、1事業当たり補助対象経費の10分の10以内の額ただし、1事業当たり1,000千円（林政部が所管するものは、5,000千円）を下限、10,000千円を上限とする。「ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり」（木質バイオマスの利用促進に関するものに限る。）及び「人づくり・仕組みづくり」（県産材の利用促進又は木育教材導入に関するものに限る。）については、1事業当たり補助対象経費の2分の1以内の額ただし、1事業当たり1,000千円（林政部が所管するものは、5,000千円）を下限、10,000千円を上限とする。間接補助事業については、当該経費の10分の10以内の額。ただし、当該事業経費の2分の1を限度とする。 | 市町村 | 岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領に定める書類 | 岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長（林政部所管事業に限る。） |
| 1 4 森と木と水の環境教育推進事業 | ぎふ木育を推進するため、小中学校、高等学校、特別支援学校及び各市町村が主体となり、独自に企画する取組を支援する経費 | 学校提案事業は、補助対象経費の10分の10以内の額ただし、補助事業の数は、1校につき10事業以内とし、合計500千円（1事業当たり150千円）を上限とする。市町村企画事業は、補助対象経費が、1,000千円以下の部分は10分の10以内の額、1,000千円を超える部分は2分の1以内の額ただし、1事業当たり500千円を下限、2,000千円を上限とする。 | 市町村、学校法人、国立大学法人その他特に知事が認めるもの | 森と木と水の環境教育推進事業実施要領に定める書類 | 森と木と水の環境教育推進事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 |

| | | | | | | |
|----------------------|--|--|------------|-------------------------------|-------------------------------|--------|
| 1 5 小水力発電による環境保全推進事業 | 1 環境教育推進型 0. 1kW程度の簡易な小水力発電施設及び必要に応じた電力利用先の設置に要する経費であって、岐阜県小水力発電による環境保全推進事業実施要領に定めるもの 2 環境保全提案型 0. 1kW以上の小水力発電施設の設置に要する経費であって、岐阜県小水力発電による環境保全推進事業実施要領に定めるもの | 岐阜県小水力発電による環境保全推進事業実施要領に定める額 | 市町村、地域団体等 | 岐阜県小水力発電による環境保全推進事業実施要領に定める書類 | 岐阜県小水力発電による環境保全推進事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 |
| 1 6 用排水路・河川落差解消支援事業 | 農業用の用排水路等にある落差（段差）を解消するための整備、及びそれに付帯する生態系に配慮した周辺整備に要する経費 | 補助対象経費の10/10以内の額ただし、1施設当たり5,000千円を上限とする。 | 市町村、土地改良区等 | 用排水路・落差解消支援事業実施要領に定める書類 | 用排水路・落差解消支援事業実施要領に定める書類 | 農林事務所長 |

別表第2（第5条関係）

岐阜県補助金等交付規則第6条第1号及び第2号の知事の定める「軽微な変更」以外の変更

| 補助事業 | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
|----------------|----------|---|
| 1 環境保全林整備事業 | | 補助対象経費の20%を超える増減（入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。（以下この表において同じ。）） |
| 2 水源林公有林化支援事業 | | 補助対象経費の20%を超える増減 |
| 3 里山林整備事業 | | 補助対象経費の20%を超える増減 |
| 4 観光景観林整備事業 | | 補助対象経費の20%を超える増減 |
| 5 野生鳥獣保護管理推進事業 | | 岐阜県野生鳥獣保護管理推進事業実施要領に定める変更 |
| 6 生態系保全支援事業 | | 補助対象経費の20%を超える増減その他岐阜県生態系保全支援事業実施要領又は岐阜県生態系保全市町村支援事業（環境部門）実施要領に定める |

| | | 変更 |
|----|--------------------|--|
| 7 | 木の香る快適な公共施設等整備事業 | 補助対象経費の20%を超える増減 |
| 8 | ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業 | 補助対象経費の20%を超える増減 |
| 9 | ぎふの木育教材導入支援事業 | 補助対象経費の20%を超える増減 |
| 10 | 木質バイオマス利用施設導入促進事業 | 補助対象経費の20%を超える増減 |
| 11 | 県民協働による未利用材の搬出促進事業 | 補助対象経費の20%を超える増減 |
| 12 | 清流の国ぎふ地域活動支援事業 | 補助対象経費の20%を超える増減その他岐阜県清流の国ぎふ地域活動支援事業実施要領に定める変更 |
| 13 | 清流の国ぎふ市町村提案事業 | 補助対象経費の20%を超える増減その他岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領に定める変更 |
| 14 | 森と木と水の環境教育推進事業 | 補助対象経費の20%を超える増減 |
| 15 | 小水力発電による環境保全推進事業 | 補助対象経費の20%を超える増減その他岐阜県小水力発電による環境保全推進事業実施要領に定める変更 |
| 16 | 用排水路・河川落差解消支援事業 | 補助金の額の増及び事業内容の著しい変更 |

別表第3（第7条関係）

事業着手届（別記第4号様式）及び事業完了届（別記第4号様式）の提出を要しない事業

- ・環境保全林整備事業
- ・水源林公有林化支援事業
- ・里山林整備事業
- ・観光景観林整備事業
- ・野生鳥獣保護管理推進事業
- ・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業
- ・ぎふの木育教材導入支援事業
- ・県民協働による未利用材の搬出促進事業
- ・森と木と水の環境教育推進事業

別表第4（第8条関係）

補助金精算書（別記第7号様式）の提出を要しない事業

- ・環境保全林整備事業
- ・水源林公有林化支援事業
- ・里山林整備事業
- ・観光景観林整備事業
- ・野生鳥獣保護管理推進事業
- ・木の香る快適な公共施設等整備事業
- ・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業
- ・ぎふの木育教材導入支援事業

別表第5（第15条関係）

農林事務所長への事務委任事項

| 補 助 事 業 | 事 務 委 任 事 項 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全林整備事業 ・ 里山林整備事業 ・ 観光景観林整備事業 ・ 生態系保全支援事業 (環境生活部所管の事業を除く。) ・ 木の香る快適な公共施設等整備事業 ・ ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業 ・ 木質バイオマス利用施設導入促進事業 ・ 県民協働による未利用材の搬出促進事業 ・ 小水力発電による環境保全推進事業 ・ 用排水路・河川落差解消支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 規則第4条に規定する交付申請書の受理 (2) 規則第5条に規定する交付決定 (3) 第5条の規定により条件として付された規則第6条第1号から第3号までに規定する承認 (4) 第5条の規定により条件として付された規則第6条第4号に規定する報告の受理及び指示 (5) 規則第7条に規定する交付決定の通知 (6) 規則第9条に規定する交付決定の取消し等 (7) 規則第11条に規定する状況報告の受理 (8) 第7条に規定する事業完了届による確認 (9) 規則第12条による遂行命令等 (10) 規則第13条に規定する実績報告書類の受理 (11) 規則第14条に規定する補助金の額の確定等 (12) 規則第15条に規定する措置命令等 (13) 規則第16条に規定する補助金の交付 (14) 規則第17条に規定する交付決定の取消し (15) 規則第18条に規定する返還命令 (16) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項に規定する状況の調査及び報告の徴収 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 清流の国ぎふ地域活動支援事業 (林政部所管の事業に限る。) ・ 清流の国ぎふ市町村提案事業 (林政部所管の事業に限る。) ・ 森と木と水の環境教育推進事業 ・ 野生鳥獣保護管理推進事業 (ニホンジカの捕獲推進事業のうち鳥獣捕獲等事業者育成事業を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 規則第11条に規定する状況報告の受理 (2) 第7条に規定する事業完了届による確認 (3) 規則第14条に規定する報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等 (4) 規則第15条に規定する措置命令等 (5) 地方自治法第221条第2項に規定する状況の調査及び報告の徴収 |